

川崎市生産緑地地区指定基準細目 新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| 1～4 (略)  | 1～4 (略)   |
| <p>5 基準1 (1) の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」とは、次のすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 公道又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。<u>ただし、農機具の搬入経路等が確保され、當農に支障がないと認められる場合はこの限りではない。</u></p> | <p>5 基準1 (1) の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの」とは、次のすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 公道又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項各号及び第2項に掲げる道路に2メートル以上接しているもの。</p>                                      |
| (2) (略)  | (2) (略)   |
| (3) (略)  | (3) (略)   |
| 6～16 (略)   | 6～16 (略)  |
| <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>この基準細目は、平成8年5月8日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>                | <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>この基準細目は、平成8年5月8日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>この改正基準細目は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> |

(施行期日)

この改正基準細目は、平成17年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、令和7年 月 日から施行する。

(施行期日)

この改正基準細目は、平成17年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成30年3月20日から施行する。